

目 次

津市条例

津市職員定数条例の一部を改正する条例

津市規則

津市北部市民センター内北部老人福祉センターに関する規則の一部を改正する規則

津市西部市民センター内西部老人福祉センターに関する規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則及び津市建築基準法に基づく意見の聴取規則の一部を改正する規則

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市職員試験選考委員会規定の一部を改正する訓令

津市職員服務規程の一部を改正する訓令

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令

津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部を改正する訓令

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令

津市告示

地籍調査の実施

津市議会定例会の招集

認可地縁団体の告示事項の変更

地縁による団体の認可

市道路線の区域変更

津市公告

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市上下水道事業公告

津市公共下水道事業の負担区の決定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 2 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 号

津市職員定数条例の一部を改正する条例

津市職員定数条例（平成 25 年津市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「1, 505 人」を「1, 549 人」に改め、同条第 3 号中「427 人」を「383 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

津市北部市民センター内北部老人福祉センターに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月16日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第2号

津市北部市民センター内北部老人福祉センターに関する規則の一部を改正する規則

津市北部市民センター内北部老人福祉センターに関する規則（平成18年津市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、

和 室 教養娯楽室1 教養娯楽室2 ゲートボール場A ゲートボール場B その他（ ）	を
--	---

和室 教養娯楽室1 教養娯楽室2 その他（ ）	に改める。
---	-------

第3号様式中

和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 ゲートボール場A・ゲートボール場B 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	を
--	---

和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	に改める。
---	-------

第4号様式（表）中

「

和室	教養娯楽室 1	教養娯楽室 2
ゲートボール場 A	ゲートボール場 B	
その他（ ）		

」を

「

和室	教養娯楽室 1	教養娯楽室 2
その他（ ）		

」に改める。

第 5 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

和室	教養娯楽室 1	教養娯楽室 2
ゲートボール場 A	ゲートボール場 B	
その他（ ）		

」を

「

和室	教養娯楽室 1	教養娯楽室 2
その他（ ）		

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市西部市民センター内西部老人福祉センターに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月16日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第3号

津市西部市民センター内西部老人福祉センターに関する規則の一部を改正する規則

津市西部市民センター内西部老人福祉センターに関する規則（平成18年津市規則第96号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、

和室 教養娯楽室1 教養娯楽室2 ゲートボール場A ゲートボール場B その他（ ）	を
---	---

和室 教養娯楽室1 教養娯楽室2 その他（ ）	に改める。
----------------------------	-------

第3号様式中

和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 ゲートボール場A・ゲートボール場B 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	を
--	---

和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	に改める。
---	-------

第4号様式（表）中

「

和室	教養娯楽室 1	教養娯楽室 2
ゲートボール場 A	ゲートボール場 B	
その他（ ）		

を

「

和室	教養娯楽室 1	教養娯楽室 2
その他（ ）		

に改める。

第 5 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

和室	教養娯楽室 1	教養娯楽室 2
ゲートボール場 A	ゲートボール場 B	
その他（ ）		

を

「

和室	教養娯楽室 1	教養娯楽室 2
その他（ ）		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市建築基準法施行取扱規則及び津市建築基準法に基づく意見の聴取規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月16日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第4号

(津市建築基準法施行取扱規則の一部改正)

第1条 津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改める。

(津市建築基準法に基づく意見の聴取規則の一部改正)

第2条 津市建築基準法に基づく意見の聴取規則（平成18年津市規則第200号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条第2項中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月21日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第5号

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則
津市アストプラザ内アストホール等に関する規則（平成18年津市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「別表に掲げる申請期間」に改め、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、同表に掲げる申請期間前においても許可申請書を提出することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

施設	使用事業	申請期間
アストホール及び会議施設等（ギャラリーに限る。）	1 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行う公共的団体（以下「公共的団体」という。）の主催又は共催事業で、市長が特に必要があると認めるもの	使用しようとする日の属する月の36月前の月の初日から当日まで
	2 本市の主催又は共催事業	
	3 国際規模又は全国規模の事業で、市長が特に必要があると認めるもの	

	上記以外の事業	使用しようとする日の 属する月の１２月前の 月の初日から当日まで
会議施設等（ギャラリーを除く。）	1 公共的団体の主催又は 共催事業で、市長が特に 必要があると認めるもの 2 本市の主催又は共催事 業 3 国際規模又は全国規模 の事業で、市長が特に必 須があると認めるもの	使用しようとする日の 属する月の３６月前の 月の初日から当日まで
	上記以外の事業	使用しようとする日の ３月前の日から当日ま で
〔備考〕 同一の事業により、複数の施設の使用許可を受けようとする場合にあっては、施設ごとの申請期間にかかわらず、使用許可を受けようとする施設のうち、最初に申請期間の到来する施設に係る許可申請書の提出時において、使用許可を受けようとする全ての施設に係る許可申請書の提出を行うことができる。		

附 則

この規則は、平成３０年３月１日から施行する。

津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員試験選考委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 2 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市職員試験選考委員会規程の一部を改正する訓令

津市職員試験選考委員会規程（平成 18 年津市訓令第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「委員長は」を「委員長には津市副市長事務分担規則（平成 18 年津市規則第 242 号）第 2 条第 1 号に規定する」に改め、「総務部長」の次に「（人事に関する事務を掌理する担当理事が置かれている場合は、当該担当理事）」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市訓令第 2 号

庁中一般
出先機関

津市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市職員服務規程の一部を改正する訓令

津市職員服務規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条中「総務部長」の次に「（人事に関する事務を掌理する担当理事が置かれている場合は、当該担当理事）」を加える。

第 1 号様式、第 5 号様式から第 7 号様式まで、第 1 1 号様式及び第 1 2 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市訓令第 3 号

庁中一般

出先機関

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令

津市臨時職員取扱規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「規定する部長」の次に「（同条第 5 項第 1 号に規定する担当理事を含む。）」を加え、「第 4 条第 1 項に規定する」を「第 4 条第 1 項第 1 号に規定する」に改め、「総務部長」の次に「（人事に関する事務を掌理する担当理事が置かれている場合は、当該担当理事。以下同じ。）」を加える。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市訓令第4号

庁中一般

出先機関

津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年2月21日

津市長 前 葉 泰 幸

津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部を改正する訓令

津市非常勤嘱託員取扱要綱（平成18年津市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「規定する部長」の次に「（同条第5項第1号に規定する担当理事を含む。）」を、「事前に総務部長」の次に「（人事に関する事務を掌理する担当理事が置かれている場合は、当該担当理事。以下同じ。）」を加える。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市訓令第 5 号

庁中一般

出先機関

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 2 月 23 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令

津市地域包括支援センター設置規程（平成 18 年津市訓令第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 介護予防支援事業に関すること。

第 2 条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 一般介護予防事業に関すること。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 1 号介護予防支援事業に関すること。

第 3 条中「健康福祉部高齢福祉課」を「健康福祉部地域包括ケア推進室」に改める。

第 4 条第 2 項中「高齢福祉課長」を「地域包括ケア推進室長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の津市地域包括支援センター設置規程の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

津市告示第 27 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 30 年 2 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業計画が定められた年月日
平成 30 年 1 月 5 日
- 2 調査を実施する者の名称
津市
- 3 調査地域
河芸①及び河芸②
- 4 調査期間
告示の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

津市告示第 28 号

平成 30 年第 1 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 30 年 2 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 30 年 3 月 1 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 2 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 0 年津市告示第 4 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

佐田連合自治会

三重県津市白山町佐田 5 5 4 番地 3

代表者 町井 徹

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	川井 春生 三重県津市白山町佐田 2 7 4 番地
変更後	町井 徹 三重県津市白山町佐田 1 5 9 0 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 0 年 2 月 4 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 30 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 2 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

大蔵園自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦と回覧板の回付など地区内の連絡・連携
- (2) 美化・清掃など地区内の環境整備
- (3) 公民館などの維持管理
- (4) 防災、防犯に関すること
- (5) その他

3 区域

本会の区域は、津市河芸町上野のうち、市道国道大蔵園海岸線、近鉄名古屋
屋線、二級河川田中川及び海岸堤防に囲まれた地域、335 番地 3、336
番地 3、337 番地 3、339 番地 3、341 番地 3、342 番地 3 並びに
326 番地 6 の区域とする。

4 主たる事務所

津市河芸町上野 346 番地 103（大蔵園公民館）に置く。

5 代表者の氏名及び住所

吉田 忠夫

三重県津市河芸町上野 421 番地 12

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成30年2月16日

津市告示第 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 3 1 1 5 岩城 1 2 号線

2 道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町草生字岩城 1 2 4 8 番地先から 津市安濃町草生字岩城 1 4 3 3 番地先まで	旧	1. 6 ～ 3. 0	97. 6
津市安濃町草生字岩城 1 2 4 8 番地先から 津市安濃町草生字岩城 1 4 3 3 番地先まで	新	0. 5 ～ 3. 0	97. 6

津市公告第 19 号

津市一志町波瀬の一部（一区地区）の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 30 年 2 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

一区地区地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成 30 年 2 月 23 日から同年 3 月 15 日までの 20 日間

上記期間のうち、土曜日及び日曜日は除きます。ただし、同年 2 月 25 日及び同月 26 日については一区会館にて行います。その他の期間については、津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階 津市建設部用地・地籍調査推進室又は一区会館

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 20 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 30 年 2 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 30 年 2 月 21 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市高茶屋小森町字向山 1713 番 11 及び 1713 番 12

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市高茶屋小森町 1713 番地 52

早野 宣雄

津市上下水道事業告示第 7 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 3 0 年 2 月 2 7 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
野口水道	鈴鹿市国府町 9 3 5 番地の 3	平成 3 0 年 2 月 1 9 日

津市上下水道事業公告第 1 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 2 号）第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり負担区の名称、区域及び地積を公告します。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

記

負担区の名称	区 域	地 積
木造第 1 分担区	木造町の一部	1 8 7 , 0 0 0 平方メートル
木造第 2 分担区	木造町の一部	2 4 , 0 0 0 平方メートル

津市教育委員会告示第 2 号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成 30 年 2 月 20 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

1 招集の日時

平成 30 年 2 月 22 日（木） 午後 2 時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階 教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 平成 29 年度津市一般会計補正予算（第 12 号）＜教委所管分＞について
- (2) 平成 30 年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について
- (3) 平成 30 年度教育方針について
- (4) 津市立学校設置条例の一部の改正について

津市教育委員会告示第 3 号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成 30 年 2 月 27 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

1 招集の日時

平成 30 年 3 月 1 日（木） 午後 6 時 30 分から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階 教育委員会室

3 会議の事件

教職員の異動内申について